

株 式 取 扱 規 則

住友金属工業株式会社

株式取扱規則

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

定款の規定に基づく当会社の株式に関する取扱及び株主権の行使の手続等については、この規則の定めによるほか、株式会社証券保管振替機構（機構という。以下同じ。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等（口座管理機関という。以下同じ。）の定めによる。

この規則は、取締役会の決議によってこれを変更することができる。

第 2 条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番 3 3 号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番 3 3 号
住友信託銀行株式会社証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録

第 3 条（株主名簿への記録）

当会社は、総株主通知等機構からの通知により株主名簿への記録及び記録された事項の変更を行う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第 154 条第 3 項に規定された通知（個別株主通知という。以下同じ。）による変更は行わない。

前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、当会社は、機構からの通知によらず株主名簿への記録及び記録された事項の変更を行う。

当会社の株主名簿への記録及び記録された事項の変更は、機構が指定する文字・記号等により行う。

第 4 条（株主名簿に記録された事項に係る届出）

株主は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、口座管理機関及び機構を通じて当会社へ届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

第 5 条（法人株主の代表者の届出）

法人である株主は、その代表者 1 名を、機構の定めるところにより、口座管理機関及び機構を通じて当会社へ届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

第 6 条（共有株主の代表者の届出）

株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構

の定めるところにより、口座管理機関及び機構を通じて当会社へ届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

第7条（法定代理人の届出）

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、口座管理機関及び機構を通じて当会社へ届け出るものとする。変更及び解除があったときも同様とする。

第8条（外国居住株主等の代理人又は仮住所の届出）

外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名又は名称及び住所もしくは通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、口座管理機関及び機構を通じて当会社へ届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

第4条ないし第8条の届出が口座管理機関及び機構を通じて当会社へ提出された場合は、当会社は株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条（株主確認）

株主（個別株主通知を行った株主を含む。以下、本条において同じ。）が、請求その他株主権行使（以下、請求等という。）をする場合、当会社へ当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、証明資料という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

当会社に対する株主からの請求等が、口座管理機関及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、当会社への証明資料の添付、又は提供は要しない。

代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要する。

代理人についても、第1項及び第2項を準用する。

第4章 株主権の行使の手続

第11条（少数株主権等）

株主は、社債、株式等の振替に関する法律第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の申出を受け付けた口座管理機関の発行する受付票を添付して行うものとする。

第12条（株主提案議案の株主総会参考書類への記載）

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、次の事項について400字を超えて請求がなされたときは、当社は、株主総会参考書類に概要を記載することができる。

- 1．議案提案の理由
- 2．議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任議案の場合の候補者に関する事項

第5章 単元未満株式の買取り

第13条（買取請求の方法）

株主が、単元未満株式の買取りを当会社へ請求するときは、機構の定めるところにより口座管理機関及び機構を通じて行うものとする。

第14条（買取価格）

単元未満株式の買取価格は、前条の買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における終値とする。

前項の買取請求が到達した日において売買取引がないときは、その翌日以降、同市場において売買取引が成立した最初の日の始値を単元未満株式の買取価格とする。

第15条（売買代金の支払）

買取請求のあった単元未満株式の売買代金は、前条により決定した買取価格に買取請求がなされた株式数を乗じて得た額とする。

前項の売買代金は、前条による買取価格の決定した日の翌日から起算して株主名簿管理人の休業日を除き4日目に同事務取扱場所において、第17条に定める買取手数料及びこれに係る消費税額及び地方消費税額を控除して、支払うものとする。ただし、配当又は権利落の日に請求がなされた場合その他やむを得ない事由があるときは、当社は相当日数支払日を繰延べることができる。

買取請求者は、売買代金について所定の送金方法を指定することができる。

第16条（株式移転の時期）

当社は、前条による売買代金の支払手続が完了したときに、買取請求のあった単元未満株式を当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 手数料

第17条（単元未満株式の買取手数料）

単元未満株式の買取りの場合には、第14条に定める買取価格で1単元の株式数の売買を行ったときの売買委託手数料相当額として当会社が別途定める額を買取った単元未満株式数で按

分した額の買取手数料ならびにこれに係る消費税額及び地方消費税額を当社は徴収するものとする。

第7章 特別口座の特例

第18条(特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関の定めるところによる。

以 上

(変更履歴)

昭和 38 年 5 月 28 日 (制 定)

昭和 42 年 4 月 1 日 (商法改正に伴う変更)

昭和 57 年 10 月 1 日 (商法改正に伴う変更)

平成 元年 2 月 13 日 (合区と新住居表示実施に伴う変更)

平成 元年 4 月 1 日 (消費税法施行に伴う変更)

平成 3 年 11 月 29 日 (株券等の保管振替制度実施に伴う変更、商法改正に伴う変更、付則削除)

平成 10 年 7 月 30 日 (10 万株超の株券の発行規定追加、単位未満株式の買取価格の決定方法の改訂、株主からの郵送による諸請求受付場所の追加)

平成 11 年 10 月 1 日 (単位未満株式の買取手数料の変更)

平成 12 年 5 月 24 日 (民法改正に伴う変更)

平成 13 年 10 月 1 日 (商法改正に伴う変更)

平成 13 年 11 月 1 日 (単元未満株式の買取価格の決定方法の変更)

平成 14 年 6 月 17 日 (株券等の保管及び振替に関する法律の改正に伴う変更)

平成 14 年 6 月 27 日 (商法改正に伴う変更)

平成 15 年 4 月 1 日 (商法改正に伴う変更)

平成 16 年 10 月 1 日 (株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律に規定する商法の一部改正に伴う変更)

平成 17 年 6 月 29 日 (定款変更に伴う変更)

平成 18 年 5 月 1 日 (会社法施行に伴う変更)

平成 18 年 8 月 30 日 (株主権の行使の手続きに関する規定の新設)

平成 21 年 1 月 5 日 (株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律施行に伴う全面改訂)